

香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 2 9 号

香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「香芝市に」を「香芝市（以下「市」という。）に」に改める。

第 4 条中「香芝市」を「市」に改める。

第 6 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 8 条中「香芝市」を「市」に、「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 9 条中「香芝市」を「市の区域」に改める。

第 1 1 条中「香芝市は」を「市は」に、「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に、「香芝市に」を「市の区域に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。